

第 2 章

第2章 基本理念・教育目標を実施するための令和6年度施策・事業の概要

(単位 千円)

事業名	事業費	事業の概要
1. 障がい者就業支援事業 2-(1)インクルーシブ教育システムの推進	158,622	特別支援学校卒業者等を特別支援学校等の会計年度任用職員として任用し、職業能力や職業意識の向上を図り数年以内の就労を支援 [特別支援学校] 全12校 [教育事務所] 出雲 [その他] 教育庁総務課、県立図書館、埋蔵文化財調査センター
2. 特別支援学校校舎等整備事業 5-(5)学校施設の安全確保の推進	295,886 [うち補正 128,060]	児童生徒数増加に伴う教室不足、校舎の老朽化・狭隘化の解消等のため、必要な施設整備を実施 【事業概要】 ①浜田養護学校の新校舎等整備に係る基本設計・実施設計等 ②出雲養護学校雲南分教室の運動場整備工事
3. 産業教育設備整備事業 4-(1)地域を担う人づくり	153,142	技術革新の進む産業構造の変化に対応するため、専門高校への教育設備の整備及び更新を実施
4. 特色ある学校づくりを支援する少人数学級編制 1-(1)基礎学力の育成 5-(2)学びを支える指導体制の充実	1,115,039	国において小学校の学級編制の基準を令和3年度から学年進行で見直し、全学年を35人にする方針を踏まえ、以下のとおり対応 【事業概要】 ①小学1・2年及び中学1年 令和2年度の県の見直し方針に基づき、少人数学級編制を実施(学校の実態等を踏まえ、常勤講師又は非常勤講師を配置することも可能) ・小学1年 30人学級編制(国編制基準 35人) ・小学2年 32人学級編制(国編制基準 35人) ・中学1年 35人学級編制(国編制基準 40人) ②小学6年 国制度変更を踏まえた対応として、35人学級編制を実施 (国編制基準 R7見直し 小学6年40人→35人) ③中学2・3年 令和2年度の県の見直し方針に基づき、38人学級編制を実施 (国編制基準 40人) ④課題解決・制度改正対応のための加配 児童生徒支援、教科指導方法工夫改善及び人材育成に関わる、学校の抱える課題の解決に取り組む指導体制を支援するための加配 ※上記による県独自の少人数学級編制等に伴う加配教員数 115人
5. 教員確保対策 5-(2)学びを支える指導体制の充実	31,717 [うち補正 17,100]	深刻な教員不足に対応するため、他県の教員や異業種へ就職した人材の取り込みや教育職の魅力発信強化等の取組を総合的に実施 【事業概要】 ①教員に関心を持つ高校生・大学生に向けた情報発信 ②異業種に就職した教員免許状保有者や他県の教員等の確保に向けた取組を強化 ③若手教員のサポート体制強化

<p>6. 働き方改革の推進</p> <p>5-(2) 学びを支える指導体制の充実</p>	<p>787, 564</p>	<p>教職員が子どもに向き合える時間を確保し、教育の質向上等を図るため、地域の幅広い人材を活用しつつ、教職員の働き方改革を実施</p> <p>【事業概要】</p> <p>1 サポート人材の配置 学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育む体制を強化するため、教員が行う事務作業等をサポートする人材を配置</p> <p>①全ての公立小中学校等へのスクール・サポート・スタッフ [通常型] の配置 公立小中学校等の教員が行う事務作業を代わって行うサポートスタッフを配置する市町村に対し助成 〔負担割合〕 国 1/3・県 2/3</p> <p>②全ての県立学校への学校アシスタントの配置 県立学校等の教員が行う事務作業を代わって行う会計年度任用職員を配置 〔負担割合〕 県 10/10</p> <p>2 働き方改革推進者研修事業 学校内で働き方改革のための具体的な取組を進める牽引役となる人材を育成するため、専門家による講義・ワークショップや個別支援を実施 〔R 6〕 対象校 7校</p> <p>3 デジタル採点システムの導入 定期試験・高校入試等の採点に係る教員の業務負担を軽減するため、効率的な採点等が可能となるデジタル採点システムを導入</p> <p>4 寄宿舎における外部舎監配置 寄宿舎における舎監業務を教員から外部舎監に置き換え</p> <p>5 スクールロイヤーの配置 困難事案等に対する学校からの相談に法的観点から助言を行う「スクールロイヤー（弁護士）」を配置</p> <p>6 教員サポーターの配置 教員からの相談体制を強化するため、業務等の相談に応じる「教員サポーター」を教育センターに配置</p>
<p>7. 部活動改革支援事業</p> <p>5-(2) 学びを支える指導体制の充実</p>	<p>112, 739 [うち補正 14, 750]</p>	<p>将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、新たな地域人材の活用等により、部活動における教員の働き方改革等を推進</p> <p>【事業概要】</p> <p>①部活動地域人材活用支援事業 教員に代わって専門的な指導を行う部活動指導員等を県立学校に配置するとともに、部活動指導員等を公立中学校に配置する市町村を支援 〔負担割合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動指導員（原則単独指導・単独引率） 県立学校 県 10/10 中学校 国 1/3・県 1/3・市町村 1/3 ・地域連携指導員（単独指導・単独引率可） 県立学校 県 10/10 中学校 県 2/3・市町村 1/3 ・地域指導者（単独指導・引率不可） 県立学校 県 10/10 中学校 県 2/3・市町村 1/3

		<p>②地域クラブ活動への移行に向けた実証事業 公立中学校部活動の地域移行に向けて、関係者との連絡調整・指導補助等の体制や運営団体・実施主体の整備、指導者の確保への支援等に関する実証事業を実施 [負担割合] 国 10/10</p>
<p>8. 学びの場を支える非常勤講師配置事業</p> <p>2-(1)インクルーシブ教育システムの推進 2-(4)課題を抱える子どもへの支援 5-(2) 学びを支える指導体制の充実</p>	574, 355	<p>不登校・いじめ・問題行動等の未然防止や、特別な配慮を要する児童生徒への対応等のため非常勤講師を配置</p> <p>【事業概要】</p> <p>①中1ギャップに対応するための非常勤講師配置事業（中学校クラスサポート事業） ・環境が大きく変化する中学校1年生を対象に、生活面・学習面からきめ細かい支援を行うため、必要性の高い大規模校に非常勤講師を配置 [R6] 29人</p> <p>②特別な支援のための非常勤講師配置事業（ここにこサポート事業） ・通常の学級にLD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）など特別な支援を要する児童が在籍し、特に対応が困難な小学校を対象に非常勤講師を配置 [R6] 100人</p> <p>・児童生徒の障がいの多様性や突発的な行動にきめ細かく対応するため、小・中学校の特別支援学級のうち多人数の学級に非常勤講師を配置 [R6] 58人</p> <p>③自学教室等での個別指導の充実に係る非常勤講師配置事業（学びいきいきサポート事業） ・自学教室等を設置して個別に指導を行う必要のある中学校に非常勤講師を配置 [R6] 30人</p> <p>※市町村教育委員会の判断で、1人の非常勤講師が複数校兼務を行うことも可能とする。</p>
<p>9. スクール・サポート・スタッフ [緊急校務支援型] 配置事業</p> <p>5-(2) 学びを支える指導体制の充実</p>	31, 342	<p>公立小中学校において、県が配置すべき常勤の教員に未配置が発生した場合に、教員の校務負担を軽減するため、スクール・サポート・スタッフ [緊急校務支援型] を任用する市町村に対して、その経費を支援。 [負担割合] 県 10/10</p>
<p>10. 高等学校等就学支援事業</p> <p>2-(4)課題を抱える子どもへの支援</p>	1, 434, 554	<p>家庭の教育費負担を軽減し高等学校等への就学を支援</p> <p>【事業概要】</p> <p>1 高等学校等就学支援金（授業料支援）</p> <p>①高等学校等就学支援金（国 10/10） 高等学校等に在籍する生徒等（年収約 910 万円未満の世帯）に就学支援金を交付し家庭の教育費負担を軽減</p> <p>②家計急変世帯への支援（国 10/10） 保護者の失職、倒産等により家計が急変し、急変後の年収見込みが約 590 万円未満の収入状況となった場合に授業料を支援</p> <p>2 その他の授業料支援</p> <p>①学び直しへの支援（国 10/10） 高等学校等を中途退学した者が再び学び直す場合に 36 月経過後も継続して授業料を支援（最長 2 年間）</p> <p>②専攻科生への支援（国 1/2）</p>

		<p>高等学校等の専攻科に在籍する生徒（年収約 380 万円未満の世帯）に対し授業料を支援</p> <p>3 奨学のための給付金（国 1/3）</p> <p>生活保護世帯・市町村民税非課税世帯（年収約 270 万円未満の世帯（家計急変世帯を含む））の授業料以外の教育費負担を軽減</p>
<p>11. 高校生の住まい確保支援事業</p> <p>5-(3) 地域全体で子どもを育む取組の推進</p>	71, 709	<p>市町村が行う地域の実情に沿った高校生の住まい確保のための取組を支援</p> <p>【事業概要】</p> <p>①みなし寄宿舎に対する運営費支援</p> <p>市町村が整備した公共的施設を県立高校の寄宿舎として活用する場合に、その運営に要する費用を補助</p> <p>[助成割合・助成額]</p> <p>県が算定した標準的運営経費の 10/10 （1 施設 470 万円～750 万円程度）</p> <p>②共同下宿に対する運営費支援</p> <p>市町村が古民家等の地域資源を共同下宿として活用する場合に、その運営に要する費用を補助</p> <p>[助成割合・助成額]</p> <p>県が認定した補助対象経費の 1/2 を上限</p>
<p>12. 学力育成推進事業</p> <p>1-(1) 基礎学力の育成</p> <p>3-(3) 国際理解教育の推進</p>	125, 926	<p>児童生徒の基礎的な知識・技能の定着や活用力の伸長を図るため、市町村と連携し、学力の実態把握や授業の質の向上など、学力育成の取組を推進</p> <p>【事業概要】</p> <p>①学力定着状況の把握</p> <p>小学校 5 年生～中学校 2 年生の児童生徒を対象に学力調査を実施</p> <p>②グローバル人材育成に向けた取組</p> <p>英語によるコミュニケーションの推進</p> <p>③外国語（英語）教育における授業改善</p> <p>外国語指導助手の活用</p>
<p>13. 未来の創り手育成事業</p> <p>1-(1) 基礎学力の育成</p> <p>1-(4) 読書活動の推進</p>	1, 155, 140 [うち補正 663, 807]	<p>地域を担う未来の創り手を育成するため、大学等での学びや理系分野への進学など進路選択の幅を広げる機会を充実するとともに、学校図書館や I C T 機器を活用した教育を推進</p> <p>【事業概要】</p> <p>①しまねの高校生学力育成事業</p> <p>「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」をバランス良く育むための取組を各県立高校が主体的に実施</p> <p>②しまねの小中学生学力育成プロジェクト</p> <p>小中学校の段階から算数・数学や理科への興味関心を高めるための取組を実施</p> <p>③理数教育の充実に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しまね数リンピックの開催 ・科学の甲子園（ジュニア）県予選の開催 <p>④学校図書館活用教育研究事業</p> <p>児童生徒の言語能力、情報活用能力を育成するため、小中学校 6 校をモデル校に指定し研究を実践</p> <p>⑤県立高校図書館活用教育推進事業</p> <p>12 学級未満の高等学校に学校司書（会計年度任用職員）を配置</p> <p>⑥司書教諭養成事業</p> <p>学校図書館の経営や指導について専門的な知識を持つ司書教諭を養成</p> <p>⑦ I C T 活用教育推進事業</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・生徒一人一台端末環境に対応するための環境を整備 ・公立学校情報機器整備事業基金を造成し、義務教育段階の市町村立学校や特別支援学校における生徒一人一台端末の更新に要する経費を支援 [助成基準額] 5万5千円/台 [負担割合] 県 2/3・学校設置者 1/3 <p>⑧各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業 多様な学習ニーズに対応するための遠隔授業実施に係る拠点構築及び環境を整備</p> <p>⑨高等学校DX加速化推進事業 デジタル等成長分野を支える人材育成のため、校内環境を整備</p>
<p>14. 学校司書等による学びのサポート事業</p> <p>1- (4) 読書活動の推進</p>	160,098	<p>学校図書館を拠点に児童生徒一人一人に寄り添った学びの支援を行う「学びのサポーター」または「学校司書」を配置する市町村を支援</p> <p>【事業概要】</p> <p>①市町村配置経費への助成 [助成率] ・学びのサポーター 市 1/2、町村 2/3 ・学校司書 市町村 1/3</p> <p>②市町村職員への研修支援 学びのサポーターの資質向上に向けた研修会を開催</p>
<p>15. 子ども読書活動推進事業</p> <p>1- (4) 読書活動の推進</p>	200,758	<p>学校図書館の充実と活性化による図書館を活用した教育を推進するとともに、家庭や地域における子ども読書活動を推進</p> <p>【事業概要】</p> <p>①小中学校等 小中学校の学校図書館を拠点に児童生徒一人一人に寄り添った学びの支援を行うため、「学びのサポーター」または「学校司書」を配置する市町村を支援 [助成率] ・学びのサポーター 市 1/2、町村 2/3 ・学校司書 市町村 1/3</p> <p>②特別支援学校 ・全校に学校司書を配置 ・学校司書の研修、図書を整備を実施</p> <p>③県立図書館 ・学校司書・読書ボランティアの研修 ・子ども向け図書の充実</p> <p>④読み聞かせや親子読書の普及 ・しまね子ども読書フェスティバル等の実施 ・読み聞かせの記録手帳の作成・配布により家族による読み聞かせを推進</p>
<p>16. 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業</p> <p>2- (5) 外国人児童生徒等への支援</p>	181,627	<p>日本語指導が必要な児童生徒への支援</p> <p>【事業概要】</p> <p>①帰国・外国人児童生徒に対し支援体制を整備する市町村を支援 ・「特別の教育課程」による日本語指導の実施 ・拠点校の設置等による指導体制の構築</p> <p>②日本語指導が必要な小中学校に教員を配置 [R 6] ・小学校 15人</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・中学校 8人 ③宍道高校における日本語指導体制の強化（日本語指導員増員） ④宍道高校以外の県立学校の支援体制を整備 ⑤教職員研修の充実
17. 幼児教育推進事業 1-(3) 幼児教育の推進	18,315	<p>幼稚園教諭・保育士等への研修や市町村が幼児教育を推進するための体制づくりへの支援により、全県的に幼児教育の質を向上</p> <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村の訪問指導への幼児教育担当指導主事及び幼児教育コーディネーターによる同行支援 ○県主催研修の実施や市町村が実施する幼児教育施設と小学校の連携に向けた研修の支援 ○未就学児への体力向上や読み聞かせの取組を推進
18. 県立高校主幹教諭等の配置 1-(1) 基礎学力の育成 3-(1) 地域協働体制の構築 4-(1) 地域を担う人づくり	152,932	<p>県立高校に高大連携を推進するための主幹教諭等を配置</p> <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①主幹教諭の配置（県単加配） 学校全体での授業改善の取組や、地域との協働に加え、県内大学等との高大連携や入試改革に適應した学力の底上げなどの取組を推進するため、教科・分掌の垣根を越えてリードできる管理的職階にある主幹教諭を全ての普通科高校に配置 [R6] 21人 ②高大連携推進員の配置 <ul style="list-style-type: none"> ・総合型・学校推薦型選抜による県内大学への入学を希望する生徒の進路実現を図るため、松江、出雲、石見エリアに各1名配置 ・島根大学「材料エネルギー学部」の魅力を県内高校生に発信するため、1名を追加配置 [R6] 4人
19. 教育魅力化人づくり推進事業 1-(2) キャリア教育の推進 3-(1) 地域協働体制の構築 3-(2) ふるさと教育や地域課題解決型学習の推進	330,111	<p>学校と地域が協働して取り組む「教育の魅力化」を支援</p> <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①学校と地域が一体となって子どもたちを育む協働体制（高校魅力化コンソーシアム）の運営を支援 <ul style="list-style-type: none"> ・協働体制に係る運営マネージャーの配置を支援 ・協働体制の運営に係る経費を支援 ②地域資源を活用した特色ある教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・学校と地域の協働による探究学習の取組を支援 ・県外生徒募集の取組を支援 ・大学や企業等と連携した先駆的な取組を支援 ③探究学習に携わる人材の育成、確保 <ul style="list-style-type: none"> ・地域と学校をつなぐ魅力化コーディネーター等の養成・育成を目的とした研修会等を実施 ④教育魅力化推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・「教育の魅力化」の成果を図る取組を実施

<p>20. 悩みの相談・不登校対策事業</p> <p>2-4) 課題を抱える子どもへの支援</p>	<p>296, 680</p>	<p>いじめ、不登校等の課題に対し、未然防止や早期発見・対応の取組を推進</p> <p>【事業概要】</p> <p>①生徒指導体制充実強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の意欲や満足感及び学級集団の状態を客観的に把握するアンケートQ Uをいじめの未然防止、早期発見等に活用 <p>[小中学校]</p> <p>小学校3年生～中学校3年生を対象、市町村へ実施経費の1/2を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士、臨床心理士等の外部人材をアドバイザーとして学校等に派遣 ・「島根県生徒指導審議会」、「島根県いじめ問題対策連絡協議会」の開催 <p>②悩みの相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー配置 ・子どもと親の相談員配置 ・いじめ等に関する相談窓口（来所・電話・SNS） ・スクールソーシャルワーカー活用 ・「こころ・発達」教育相談 ・教育相談員の配置 <p>③不登校対策推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育支援センターへの支援 <p>不登校児童生徒に対する学校復帰や社会的自立への支援を行う教育支援センターの運営等を支援（10市町）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡調整員の活用 <p>中学校卒業者や高校中退者でひきこもり等が懸念される者に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居場所・絆のある学校づくり事業 <p>居場所づくり・絆づくり実践講座の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒が増加する中、フリースクール等における多様な学習活動の実情を把握するため、意見交換を行う協議会を設置
<p>21. インクルーシブ教育システム構築事業</p> <p>2-1) インクルーシブ教育システムの推進</p>	<p>126, 375</p>	<p>全ての学びの場で特別支援教育を充実させることで、障がいのある子どもの自立と社会参加を促進するとともに、地域を支える人材を育成</p> <p>【事業概要】</p> <p>①発達障がいの可能性のある子どもへの支援事業</p> <p>特別支援学校の教員などの専門性を活用し、小中学校等への相談・支援を充実</p> <p>②高等学校特別支援教育充実事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立高校において、障がいにより学習や生活に困難さがある生徒が適切な指導を受けられるよう、巡回指導を行う教員を拠点校に配置し、通級指導を充実 ・合理的配慮アドバイザーを県教育委員会に配置 <p>③切れ目ない支援体制整備事業</p> <p>関係機関と連携し、個別の教育支援計画の作成・活用による引継ぎ体制を充実</p> <p>④特別支援学校機能向上事業</p> <p>安全で安心な医療的ケア実施に向けた学校看護師の配置等の体制を整備</p> <p>⑤特別支援学校と地域の連携強化事業</p> <p>地域活動やスポーツ文化活動を通じて、教育活動を地域に広げる取組を実施</p> <p>(注) インクルーシブ教育システム：障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み</p>

<p>22. 特別支援学校 職業教育・就 業支援事業</p> <p>2-(1)インクルーシブ 教育システムの推進</p>	<p>14, 196</p>	<p>特別支援学校高等部において、生徒の希望や適性に応じた進路先の確保や就職後の定着、技能向上に向けた取組を推進</p> <p>【事業概要】</p> <p>①進路指導の充実 特別支援学校に非常勤講師を配置し、進路指導に必要な時間を確保することで、卒業生のアフターケアや在校生の職場体験受入先の開拓などを実施</p> <p>[実施校] 知的障がい特別支援学校6校（松江、出雲、石見、浜田、益田、隠岐）</p> <p>②技能の向上 合同学習や学習成果の発表を通じて、生徒の意欲や職業スキルの向上を促進</p>
<p>23. 特別支援学校 における通学 支援</p> <p>2-(1)インクルーシブ 教育システムの推進</p>	<p>40, 200</p>	<p>通学を要因とした保護者の負担を軽減するため、スクールバスの増便や、朝の早い時間から児童生徒を預けられる環境を整備</p>
<p>24. 食育推進事業</p> <p>1-(5)望ましい生活習 慣の確立、心身の健康 づくりと体力の向上</p>	<p>3, 139</p>	<p>食育を通じて次代を担う子どもの望ましい食習慣の形成を推進</p> <p>【事業概要】</p> <p>①食の学習ノート活用事業 副教材「食の学習ノート」（小中学生版、高校生版）の作成</p> <p>②栄養教諭を対象とした研修</p> <p>③高校生を対象とした啓発の取組 朝食欠食など課題の多い高校生を対象に「みそ汁コンテスト」を実施</p>
<p>25. インターハイ 実施競技支援 事業</p> <p>1-(5)望ましい生活習 慣の確立、心身の健康 づくりと体力の向上</p>	<p>79, 326</p>	<p>令和7年度全国高校総体中国ブロック大会の開催準備や環境整備、選手強化の実施</p> <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県実行委員会の設置 ○市町実行委員会の設置 ○競技備品の整備 ○高校生の選手強化 等
<p>26. 社会教育士確 保・養成事業</p> <p>4-(2)社会教育におけ る学びの充実</p>	<p>8, 969</p>	<p>高等教育機関等と連携・協働し、県内における人づくり・地域づくりを推進していく人材（社会教育士）の育成と社会教育主事資格取得者の計画的養成により、社会教育を振興する人的基盤を確保</p>

<p>27. ふるさと人づくり推進事業</p> <p>4-(1) 地域を担う人づくり</p>	<p>8, 537</p>	<p>島根の未来を担う次世代の子どもたちが、地域にある資源を活かして主体的に地域でのつながりをつくっていくふるさと活動や、公民館等と地域団体が連携しながら学習・実践活動を行うことにより、地域課題の解決に向かう人材育成に取り組む市町村を支援</p> <p>【事業概要】</p> <p>① つながりづくり「ふるさと活動」実践事業 [助成率] 新規 1/2、継続 1/3 [助成上限額] 50 万円</p> <p>② 「学びのサイクル」による人づくり促進事業 [助成率] 1/2 [助成上限額] 30 万円</p>
<p>28. 結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業</p> <p>4-(3) 家庭教育支援の推進 5-(3) 地域全体で子どもを育む取組の推進</p>	<p>66, 778</p>	<p>市町村が実施する学校支援、放課後支援、家庭教育支援等の経費を助成 [負担割合] 国 1/3・県 1/3・市町村 1/3</p>
<p>29. ふるさと教育推進事業</p> <p>3-(2) ふるさと教育や地域課題解決型学習の推進</p>	<p>25, 782</p>	<p>地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活かし、子どもたちのふるさとへの愛着・誇り、貢献意欲の醸成等につながる「ふるさと教育」を、運用を見直した上で市町村等と連携して推進</p>
<p>30. 生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進事業</p> <p>2-(4) 課題を抱える子どもへの支援</p>	<p>1, 000</p>	<p>生活困難層の子どもを抱える困難さに対応し、支援につなげる機会を確保するため、家庭での学習が困難な子どもを対象とした学習支援を行う市町村の取組を支援 [助成率] 1/2 [助成上限額] 50 万円</p>
<p>31. 島根の歴史文化活用推進事業</p> <p>5-(6) 文化財の保存・継承と活用</p>	<p>36, 816</p>	<p>調査研究によって磨き上げた島根の歴史文化について、市町村及びゆかりの深い他県と連携しながら県内外に情報発信し、文化財保存継承の気運醸成や、島根の認知度向上につなげる取組を推進</p> <p>【事業概要】</p> <p>① 県内各地の多様な歴史文化をテーマとした講座やシンポジウムの開催とオンラインによる配信 ② 他県と連携して古代歴史文化に関する共同調査研究を実施し、その成果を全国に発信 ③ 萩・石見空港を利用した県内の歴史スポットをめぐるバスツアーの実施 ④ 県内 7 つの日本遺産の魅力を全国に発信</p>

<p>32. 未来へ引き継ぐ石見銀山保全事業</p> <p>5-(6)文化財の保存・継承と活用</p>	<p>86,054</p>	<p>世界遺産の石見銀山遺跡を適切に管理し、未来へ継承していくため、調査研究、保存整備、情報発信を実施</p> <p>【事業概要】</p> <p>①世界遺産総合調査研究事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎調査研究 ・テーマ別調査研究 <p>②世界遺産保存整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡等の整備・修理 ・拠点施設運営補助 <p>③世界遺産総合情報発信事業</p> <p>講座等開催</p>
<p>33. 教職員の健康管理事業</p> <p>5-(1)教職員の人材育成、学校マネジメントの強化</p>	<p>78,763</p>	<p>教職員が、心身の健康を保持・増進し、資質能力を十分に発揮することができるよう、健康管理のための取組を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生管理体制の整備・充実 ・健康診断、ストレスチェック制度、心とからだの健康相談等 ・過重労働による健康障害防止 ・現場復帰支援の取組